

教習項目

6

交差点等の通行、踏切



1 交差点等の通行方法 (法8・25・34・35・37)

1 左折の方法

左折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、交差点の側端に沿って(矢印の標示によって通行方法が指定されているときは、それに従って)徐行しながら通行しなければなりません。

2 右折の方法

1 自動車の右折

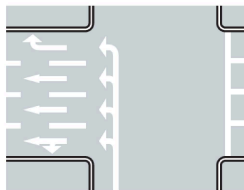
- ① 右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を(矢印の標示によって通行方法が指定されているときは、それに従って)徐行しながら通行しなければなりません。
- ② 一方通行の道路から右折するときは、あらかじめできるだけ道路の右端に寄り、交差点の中心の内側を(矢印の標示によって通行方法が指定されているときは、それに従って)徐行しながら通行しなければなりません。

Research より深く...

「左折方法の標示」

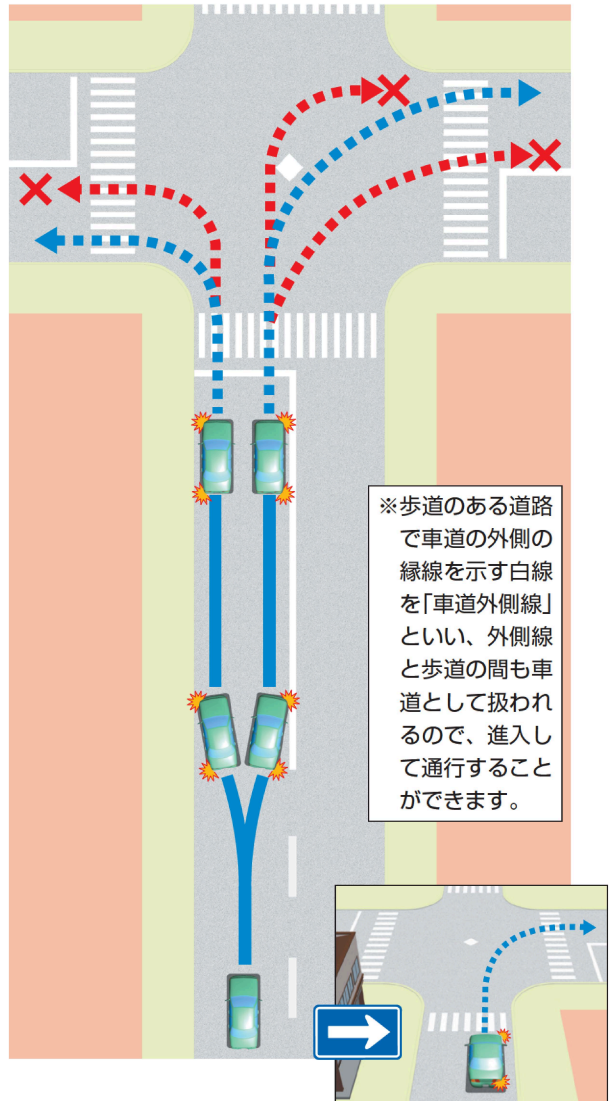
道幅の広い道路と交差する場合、交差点内に道路標示があります。

この場合、標示の矢印に従って左折後に通行する車両通行帯に入らなければなりません。



「右折方法の標示」

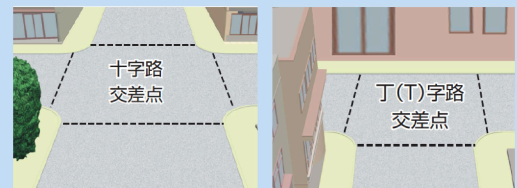
道路標示により右折の方法が指定されているときは、その指定に従って右折しなければなりません。



※歩道のある道路で車道の外側の縁線を示す白線を「車道外側線」といい、外側線と歩道の間も車道として扱われるので、進入して通行することができます。

「交差点」とは、

十字路、丁(T)字路その他二つ以上の道路が交わる部分(すみ切り部分も含む。)をいいます。



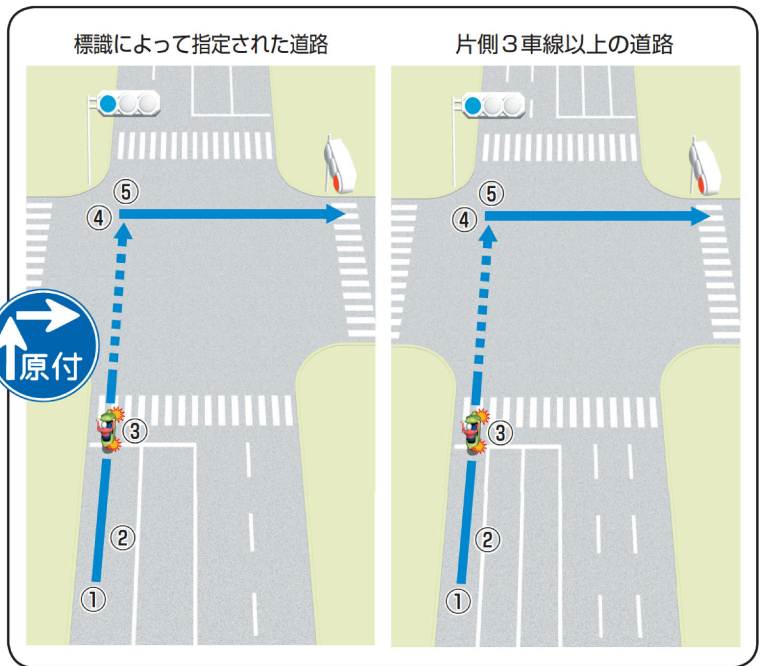
Keyword

2 原動機付自転車の右折

●二段階の右折方法

二段階右折の標識のある道路や車両通行帯（交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。）が3以上ある道路の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、次の方法で進みます。

- ① あらかじめ、できるだけ道路の左端に寄る。
- ② 交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図を行う。
- ③ 青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまっすぐ進む。
- ④ その地点で止まって右に向きを変え、ここで合図をやめる。
- ⑤ 前方の信号が青になってから進む。



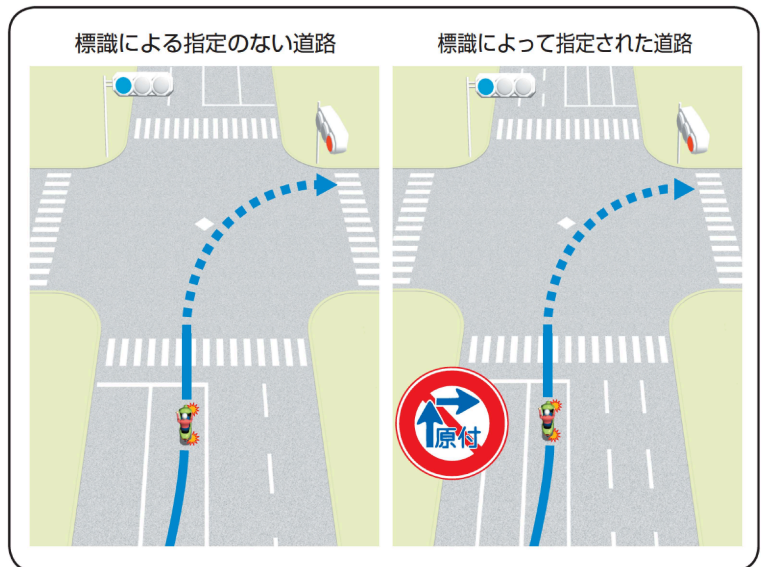
なお、このような場合は、青色の灯火の矢印の信号によって右折することはできません。

●小回りの右折方法

小回りの右折標識のある道路の交差点など二段階の右折方法以外の交差点では、自動車と同じ方法で右折します。

幅の広い道路で右折しようとするときは、十分手前のところから徐々に右折の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。

なお、このような場合は、青の矢印の信号に従って右折することができます。



Research

より深く...

「大型自動二輪車や普通自動二輪車の右折の注意」

交差点（環状交差点を除きます。）で右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら進行しなければなりません。幅の広い道路で右折しようとするとき（環状交差点で右折しようとするときを除きます。）は、十分手前のところから徐々に右側の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。

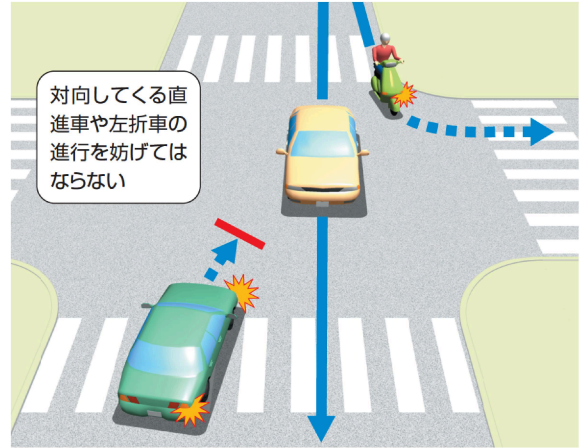
「軽車両の右折」

軽車両は、できるだけ左端に寄り交差点の側端に沿って徐行しながら通行しなければなりません。

3 右折車の直進車、左折車に対する進行妨害の禁止

右折しようとする場合に、その交差点で直進か左折をする車や路面電車があるときは、自分の車が先に交差点に入っても、その進行を妨げてはいけません。

対向車が進路をゆずってくれた場合でも、その車のおかげから二輪車が出てくる可能性があるので注意しましょう。



4 進行方向別による通行区分

車両通行帯のある道路で、標識や標示によって交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、指定された区分に従って通行しなければなりません。

ただし、

- ① 緊急自動車が近づいてきたとき
- ② 道路の損壊、道路工事などでやむを得ないとき

などは除かれます。

なお、二段階の右折方法によらなければならない交差点において右折しようとする原動機付自転車と軽車両は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

◆進行方向別通行区分



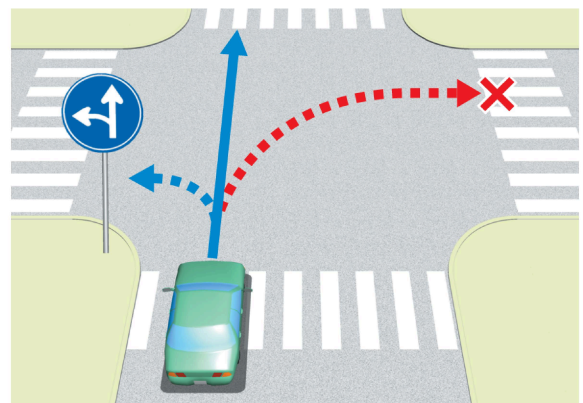
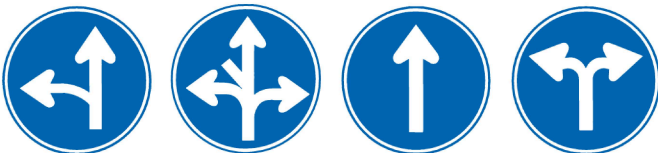
注!

左折しかできない車線では、原動機付自転車と軽車両は、二段階右折に限らず、直進することもできるので、十分注意して通行しましょう。

5 標識などによる指定方向への進行

標識によって、直進や左折など進行方向が指定されている交差点では、その指定された方向にしか進行してはいけません。

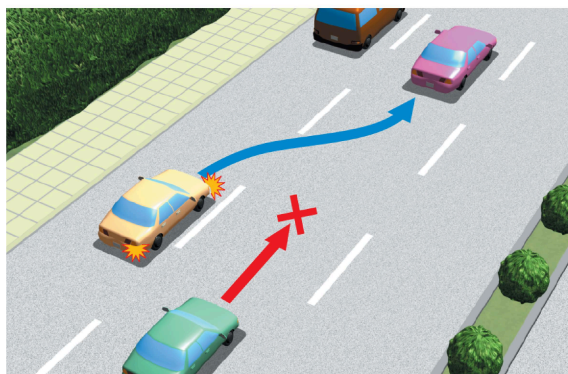
指定方向外進行禁止



6 右、左折などの合図をした車の進路変更妨害の禁止

前の車が、右、左折するためや標識や標示により指定された車両通行帯を通行するためなどで進路を変えようとして合図をしたときは、その車の進路の変更を妨げてはいけません。

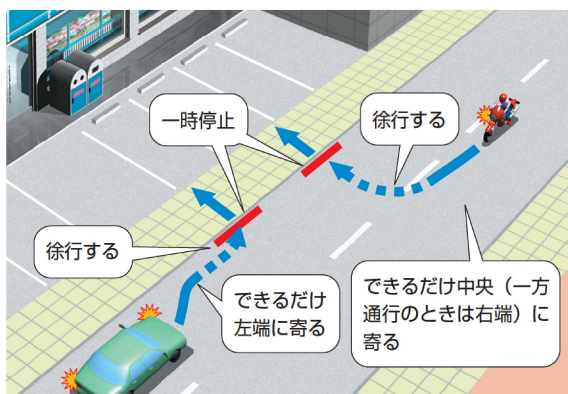
しかし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は別です。



7 道路に面した場所への右、左折の方法

道路外に出るため、右、左折しようとするときは、次のようにしなければなりません。

- ① 右折するときは、あらかじめできるだけ道路の中央（一方通行の道路では、右端）に寄って徐行する。
- ② 左折するときは、あらかじめ道路の左端に寄って徐行する。

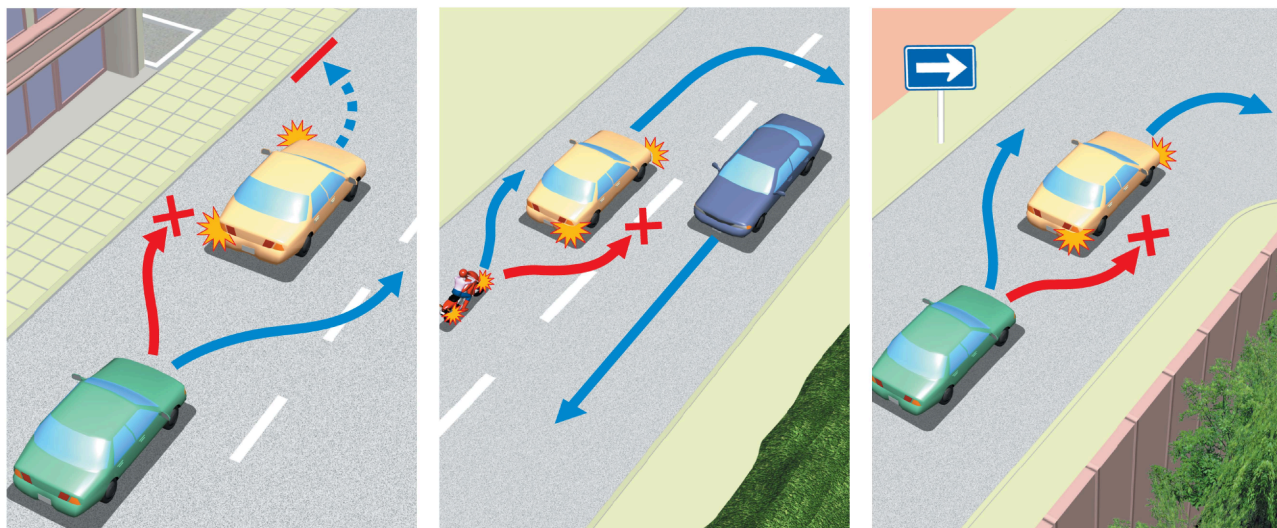


道路に面した場所に入りにするため、歩道や路側帯を横切る場合には、その直前で一時停止（歩行者がいなくても）し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

8 道路に面した場所への右、左折の合図をした車の進路変更妨害の禁止

前の車が道路外に出るため道路の左端、中央又は右端に寄ろうとして合図をしている場合は、その進路の変更を妨げてはいけません。

しかし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は別です。



② 交差点を通行するときの注意 (法35の2・36)

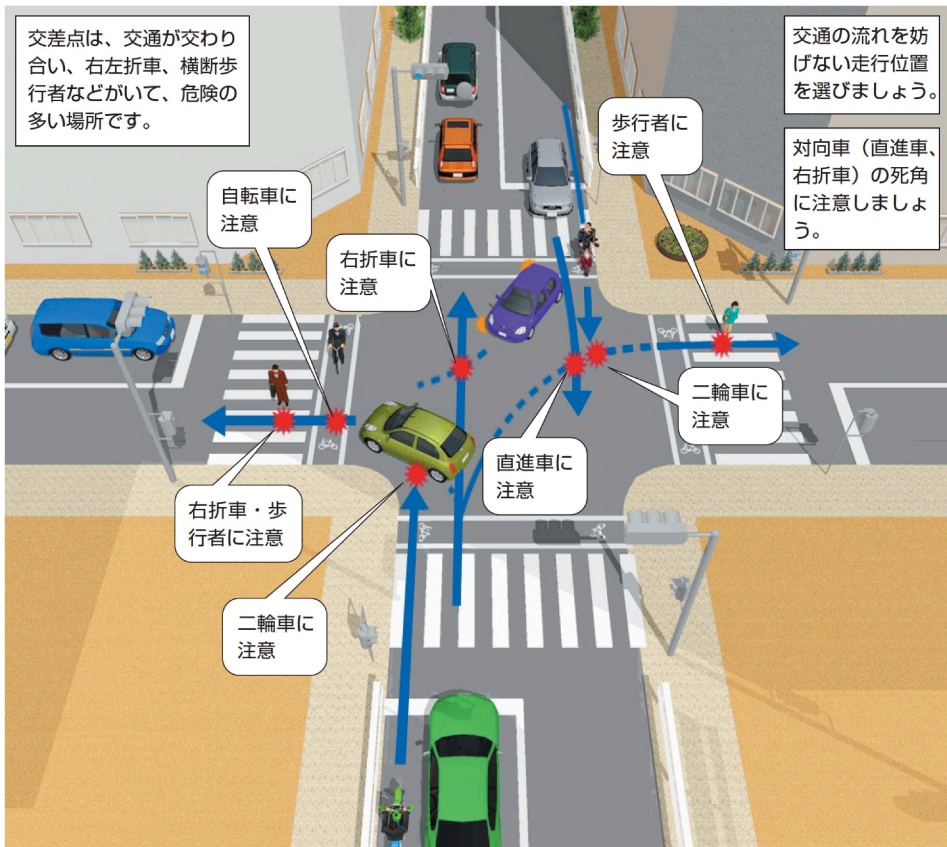
① 安全な速度と方法

交差点とその付近は、最も事故が多い場所です。交差点（環状交差点を除きます。）に入ろうとするときや、交差点内（環状交差点内を除きます。）を通行するときは、右折車、歩行者などに気を配りながら、交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

特に右折しようとするときは、対向車線を直進する二輪車が見えにくくなることがあるので、十分注意しましょう。●

注!

前方の交通が混雑しているため交差点内で止まってしまう交差方向の車の通行を妨げるおそれがあるときは、信号が青でも交差点に入ってはいけません。



2 環状交差点における安全な速度と方法

環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するときは、環状交差点内を通行する車、環状交差点に入ろうとする車、歩行者などに気を配りながら、環状交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

3 右、左折時の巻き込み防止

車が右左折するときは、内輪差が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので左側を通行している歩行者や自転車などを巻き込まないように注意しましょう。

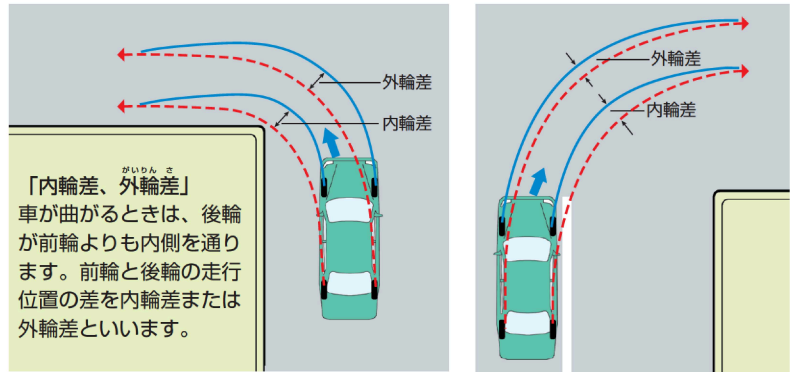
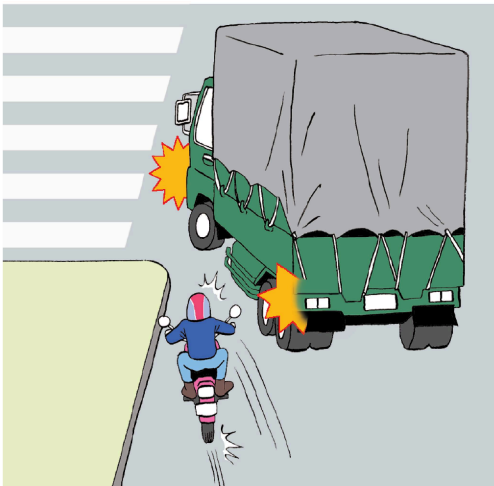
また、二輪車で交差点を通行するときは、ほかの車が右左折するときに生じる内輪差によって巻き込まれないようにしましょう。

Keyword

「内輪差」とは、

車が曲がるとき後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいいます。

一般に車の長さが長くなるほど差が大きくなります。



「内輪差、外輪差」
車が曲がるときは、後輪が前輪よりも内側を通ります。前輪と後輪の走行位置の差を内輪差または外輪差といいます。

前輪と後輪の走行位置の違い

3 交通整理の行われていない交差点の通行方法 (法35の2・36・37の2・43)

1 交差点（環状交差点を除く。）の通行方法

1 優先道路などの通行車両の進行妨害の禁止

交差する道路が優先道路であるときや、その幅が明らかに広いときは、徐行するとともに、交差する道路を進行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

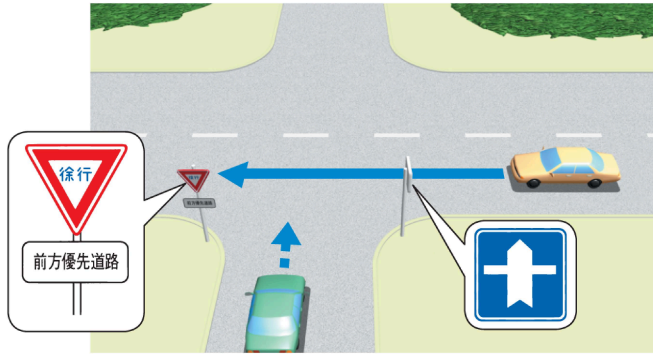
Keyword

「優先道路」とは、

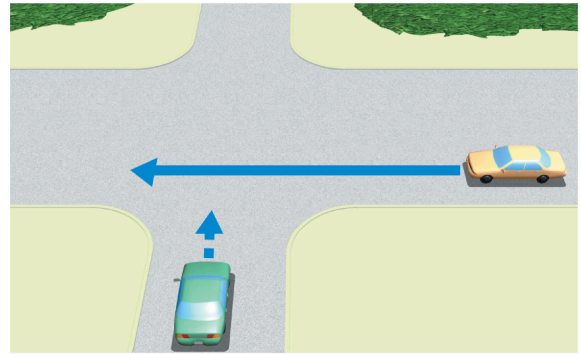
「優先道路」の標識のある道路や、交差点の中まで中央線、又は車両通行帯の標示がある道路をいいます。



◆優先道路

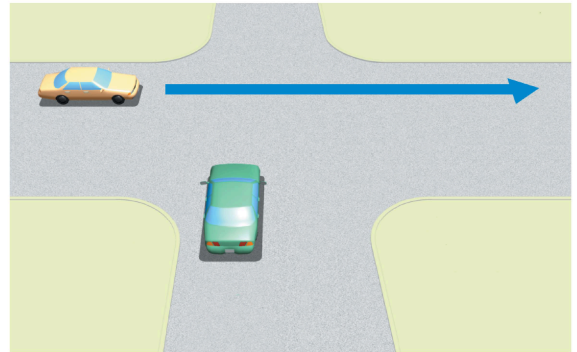


◆明らかに広い道路



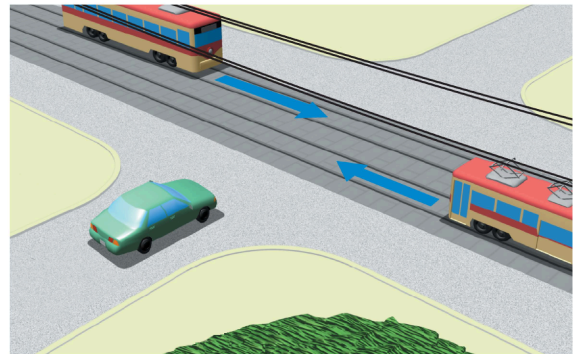
2 左方車両に対する進行妨害の禁止

道幅が同じような道路の交差点では、**左方から来る車**があるときは、その車の進行を妨げてはいけません。



3 路面電車に対する進行妨害の禁止

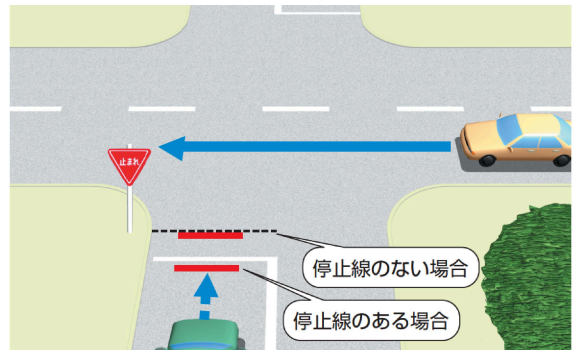
道幅が同じような道路の交差点では、**交差道路を通行する路面電車の進行**を妨げてはいけません。



4 指定場所における一時停止など

「一時停止」の標識があるときは、**停止線の直前**（停止線がないときは、交差点の直前）で一時停止をするとともに、**交差する道路を通行する車や路面電車の進行**を妨げてはいけません。

また、進行方向に赤色の灯火の点滅信号があるときも同じです。



2 環状交差点の通行方法

1 徐行による通行

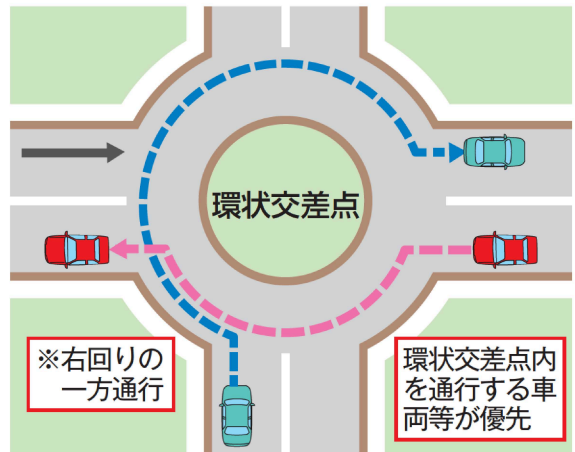
左折、右折、直進、転回しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って徐行しながら通行しなければなりません。

2 指定場所における通行方法

左折、右折、直進、転回の場合、矢印などの標示で通行方法を指定されているときは、それに従わなければなりません。

3 環状交差点内通行車両等の進行妨害の禁止

環状交差点に入ろうとするときは、徐行するとともに、環状交差点内を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。



4 踏切の通過方法等(法33)

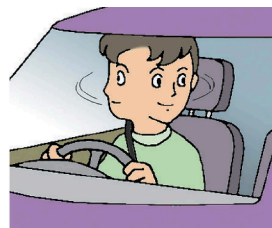
1 一時停止と安全確認

1 一時停止と目及び耳による安全確認

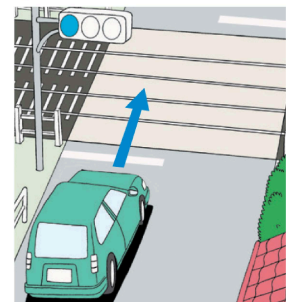
踏切では、死亡・重傷事故のような大きな事故が起こりがちです。

- 踏切を通過しようとするときは、その直前（停止線があるときは、その直前）で一時停止をし、カーステレオのボリュームを下げたり、窓を開けるなどして、自分の目と耳で、左右の安全を確認しなければなりません。
- 踏切に信号機のある場合は、信号に従って通過することができます。
- 安全を確認する場合、一方からの列車が通過しても、その直後に反対の方向からの列車が近づいて来ることがありますから、十分注意しましょう。
- 前の車に続いて通過するときでも、一時停止をし、安全を確認しなければなりません。
- 踏切の向こう側が混雑しているため、そのまま進むと踏切内で動きがとれなくなるおそれがあるときは、入ってはいけません。

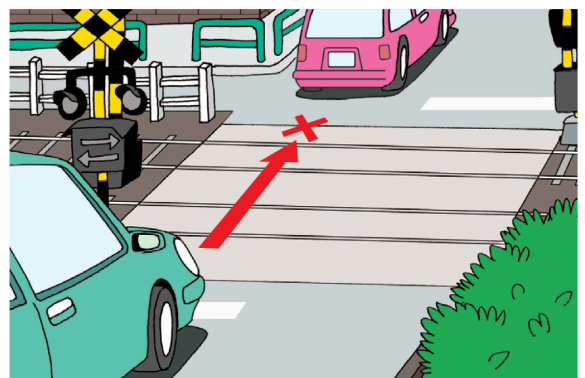
◆目と耳で安全確認



◆信号には従いましょう。

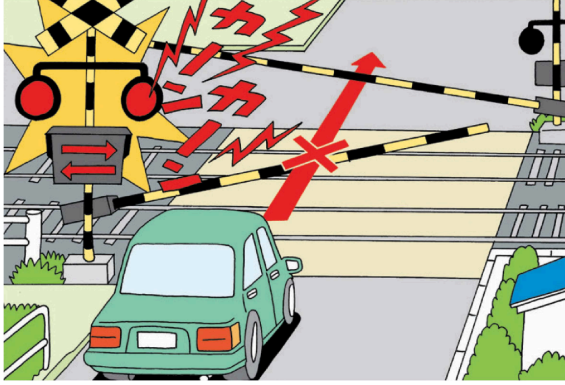


◆踏切を渡れないときは、入ってはいけません。



2 警報機、しゃ断機による進入禁止

警報機が鳴っているときや、しゃ断機が降りていたり、降りはじめているときは、踏切に入はいけません。



注!

「踏切でのその他の注意」

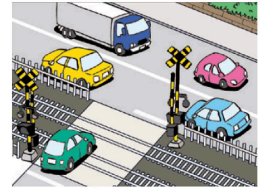
●しゃ断機にさえぎられて立往生したとき

しゃ断機は前方にはねあがりますので、そのまま前進して踏切からできるだけ早く脱出しましょう。二輪車は、しゃ断機を手で押し上げて脱出しましょう。



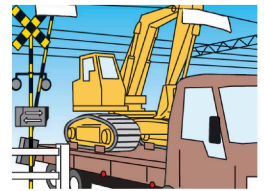
●踏切のすぐ向こう側に交差点があるとき

踏切の向こう側が交差点になっている場合、踏切内で停止することのないように、交差点の交通状況を確認して、踏切に進入しましょう。



●大型車などが通行するとき

大型車などに工事用機材など、背の高い荷物を載せる場合は、架線にひっかからないように、高さ確かめてから進入しましょう。



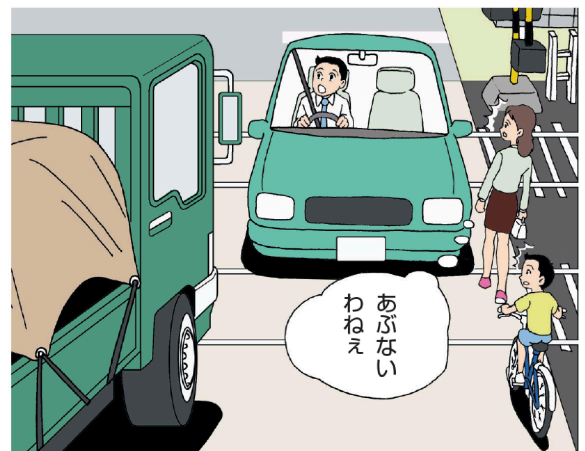
2 通過の方法

1 低速ギアで中央寄りを進行

踏切内では、エンストを防止するため、**変速しない**で、発進したときの**低速ギア**のまま一気に、**落輪しない**ようにやや中央寄りを通過しましょう。

2 歩行者などに対する注意

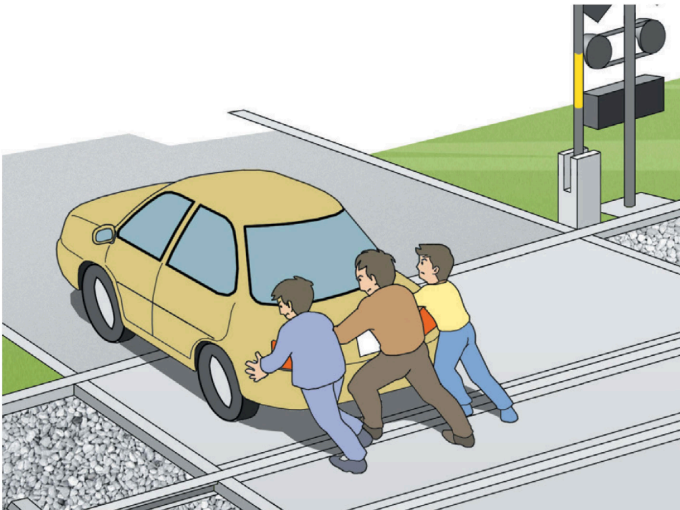
列車の通過待ちのあとの踏切内は、歩行者や対向車などで混雑します。歩行者や対向車に注意しながら通過しましょう。



5 踏切上での故障時等の措置 (法33)

1 列車の運転士などへの通報と車の移動

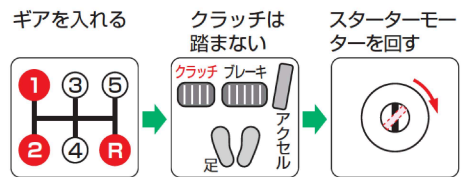
踏切で故障などのため車が動かなくなったときは、一刻も早く非常信号を行うなど、踏切に停止している車があることを列車の運転士又は警察官に知らせるとともに、車を踏切の外に移動させなければなりません。



Research より深く...

「踏切上での故障時等の際の措置」

① 通行者などに協力を求めて車を押し出しましょう。
MT車のエンストの場合は、ローかセカンド、バックにギアをいれて、クラッチから足をはなしたまま、スターターモーターを回し、車を動かす方法があります。



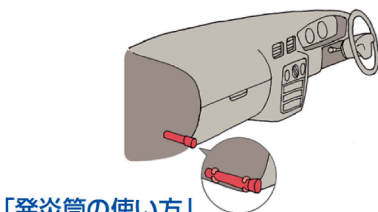
(AT車やクラッチペダルを踏まないでエンジンが始動しない装置を備えている車には、この方法は使えません)

- ② 車を動かせないときは、非常ボタンや発炎筒などで列車に分かるように合図をしましょう。
- ③ 列車が接近してきたときは、ただちに車を離れて踏切外に出るようにしましょう。

2 踏切支障報知装置などの利用

非常信号を行う要領は、次のとおりです。

- ① 警報機のある踏切では、警報機の柱などに取り付けられている押しボタン式の踏切支障報知装置を活用する。
- ② 踏切支障報知装置のないところでは、携帯している発炎筒などを使い列車に分かるようにできるだけ早く合図をする。
- ③ 発炎筒などがなかったり、使い切ってしまったりしたときは、煙の出やすいものを付近で燃やすなどして合図をする。



「発炎筒の備えつけ場所」

発炎筒は一般的に助手席か運転席の足元に備えてあります。

「発炎筒の使い方」

ケースから発炎筒を引き抜くように取り出す。



逆にしてケースに差し込む。



キャップのすり薬でこする。



筒先を頭上や身体に向けないようにする。



セーフティエチケット

協力し合う

もし、交通事故や故障で困っている人がいたら、あなたはどのようなことをしますか？

交通事故でけがをしている人がいたら、車を安全な場所に止めて救護に当たり、故障で立ち往生し困っていたら、声を掛けるなど協力し合うことは、人として大切なことです。

特に、踏切での事故や故障は大きな被害になりかねません。

自分の立場に置き換えて、勇気を出して進んで協力し合いましょう。



ためしてみよう! ○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

- | | ○ | × |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 問1 右折や左折をするときは、いずれも徐行しなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問2 右折しようとするときは、交差点の大きさに関係なく交差点に入ったらすぐにハンドルを切るのがよい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問3 交差点の手前に停止線があり、停止しなければならないときは、その直前で停止する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問4 道路外に出るため左折しようとするときは、その直前で道路の左側に寄るようにしなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問5 信号機のない道幅が同じような道路の交差点では、先に交差点に入った車が進行する。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問6 踏切で前車が一時停止して安全を確かめたときは、後続車はそのまま進行してもよい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問7 踏切内でエンストし、エンジンが始動しないときは、非常手段としてギアをローかセカンドに入れ、セルモーターを使って移動する方法もある。ただし、オートマチック車や、クラッチペダルを踏まないとエンジンが始動しない装置を備えている車には使えない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問8 カーブになっている踏切で故障したので同乗者と二人でそれぞれ反対方向に発炎筒をたきながら走った。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

▶解答と解説は、128 ページにあります。◀